

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	宇都宮市定額減税補足給付金(調整給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和6年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務
②事務の概要	「令和6年度低所得者支援及び定額減税補足給付金の事務処理等について(令和6年2月21日付け内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室 事務連絡)」及び「令和6年度における重点支援地方交付金の取扱い等について(令和6年4月1日付け内閣府地方創生推進室 事務連絡)」に基づく「令和6年度宇都宮市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱」、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び宇都宮市個人番号の利用等に関する条例等に基づき、宇都宮市(以下、「本市」という。)が、令和6年度(令和5年分)個人住民税および令和6年分の所得税から定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる市民に対して、提出された申請書等に基づき、定額減税補足給付金(調整給付)を支給する。
③システムの名称	I. 調整給付金管理システム II. 市税システム III. 共通基盤システム(庁内連携システム) IV. 団体内統合宛名システム V. 中間サーバー VI. 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

調整給付金管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の101の項 ・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2における情報照会の根拠 ・第一欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項(121の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	宇都宮市重点支援給付金・調整給付・定額減税実施本部
②所属長の役職名	本部長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市重点支援給付金・調整給付・定額減税実施本部(市民税課) 電話番号:028-632-2203
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市重点支援給付金・調整給付・定額減税実施本部(市民税課) 電話番号:028-632-2203

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明